

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
2. 内容

目標：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

〈対策〉

- 平成 27 年 4 月 1 日～ 所定外労働の現状把握
- 平成 28 年 4 月 1 日～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成 30 年 4 月 1 日～ 主任者会議を利用した社員への周知
ノー残業デーの実施